

第3章 保健医療圏

第1節 保健医療圏の設定目的

本県では、医療施設や医療従事者が高知市及びその周辺部に集中するなど、都市部と地域の医療提供体制には大きな格差があります。

こうした中、県民が安心して暮らしていくためには、地域の保健医療ニーズに対応した包括的なサービス提供体制を効率的に整備していくことが必要です。

そのため、限られた保健医療資源の適正な配置と機能連携を図るための地域的単位として、自然的条件や社会的条件などを踏まえ、保健医療圏を設定します。

第2節 保健医療圏の設定

1 一次保健医療圏

県民の日常的な健康づくりやプライマリ・ケアに関する保健医療サービス、要介護者に対する介護保険サービスを提供する圏域であり、日常生活に密着した地域（日常生活圏）として、それぞれの市町村を圏域の単位とします。

2 二次保健医療圏

(1) 設定の考え方

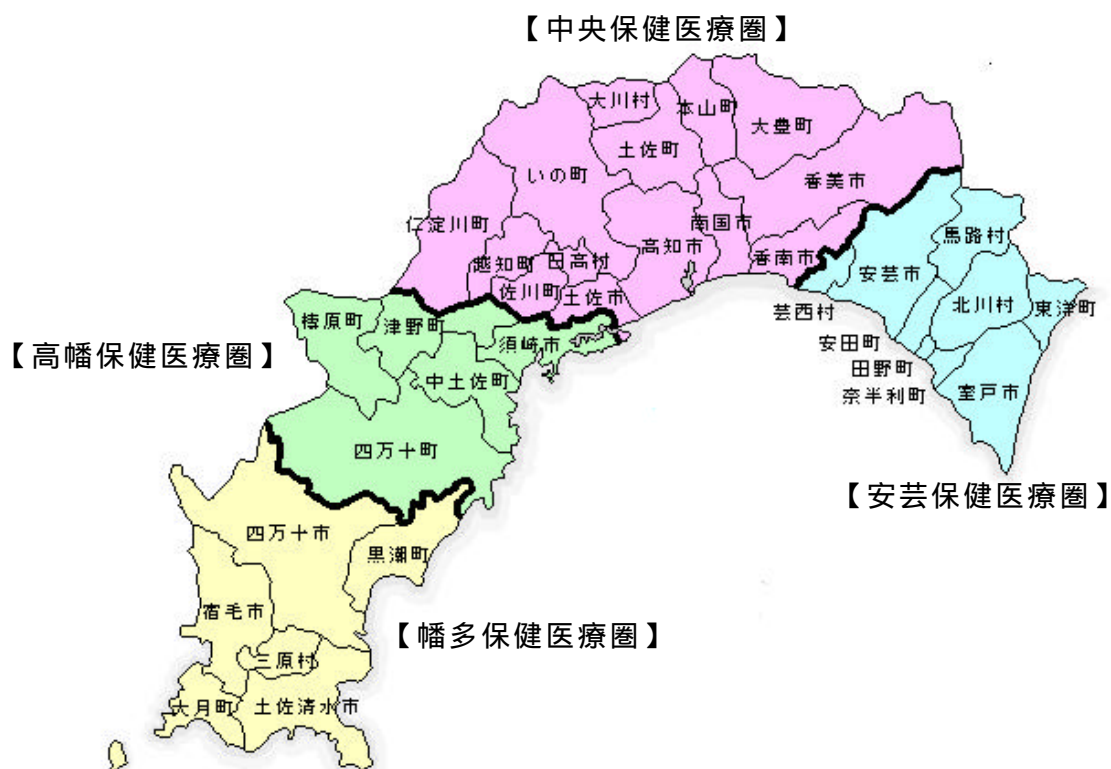
二次保健医療圏は、病院での一般的な入院医療ニーズに対応し、健康づくりから疾病予防、治療及びリハビリテーションに至るまでの包括的な保健医療サービス提供体制を整備しようとする圏域です。

次の諸点を考慮し、これまでと同じ4圏域（安芸、中央、高幡及び幡多）の設定とします。

県民の受療実態からみて圏域内に中核的な病院があるなどにより、概ね圏域内で完結していること。または、地理的条件や日常生活の充足状況・人口分布など社会的条件からして、まとまりのある圏域として保健医療体制の整備を図ることが適当と考えられること。

保健・医療活動だけでなく、福祉サービスも含めた包括的なサービス提供が行われるべき圏域であること。

二次保健医療圏



二次保健医療圏構成市町村

二次保健医療圏名	構成市町村名	面積 (K m ²)	人口	人口密度 (人/K m ²)
安芸保健医療圏	室戸市・安芸市・東洋町・奈半利町 田野町・安田町・北川村・馬路村 芸西村	1,128.92 (15.9%)	58,340 (7.3%)	51.7
中央保健医療圏	高知市・南国市・土佐市・香南市 香美市・本山町・大豊町・土佐町 大川村・いの町・仁淀川町・佐川町 越知町・日高村	3,008.75 (42.3%)	570,302 (71.6%)	189.5
高幡保健医療圏	須崎市・中土佐町・梶原町 津野町・四万十町	1,405.44 (19.8%)	66,373 (8.4%)	47.2
幡多保健医療圏	宿毛市・土佐清水市・四万十市 大月町・三原村・黒潮町	1,561.90 (22.0%)	101,277 (12.7%)	64.8
合計		7,105.01 (100.0%)	796,292 (100.0%)	112.1

構成市町村名は、平成 20 年 1 月 1 日現在

出典：平成 17 年国勢調査(総務省統計局)

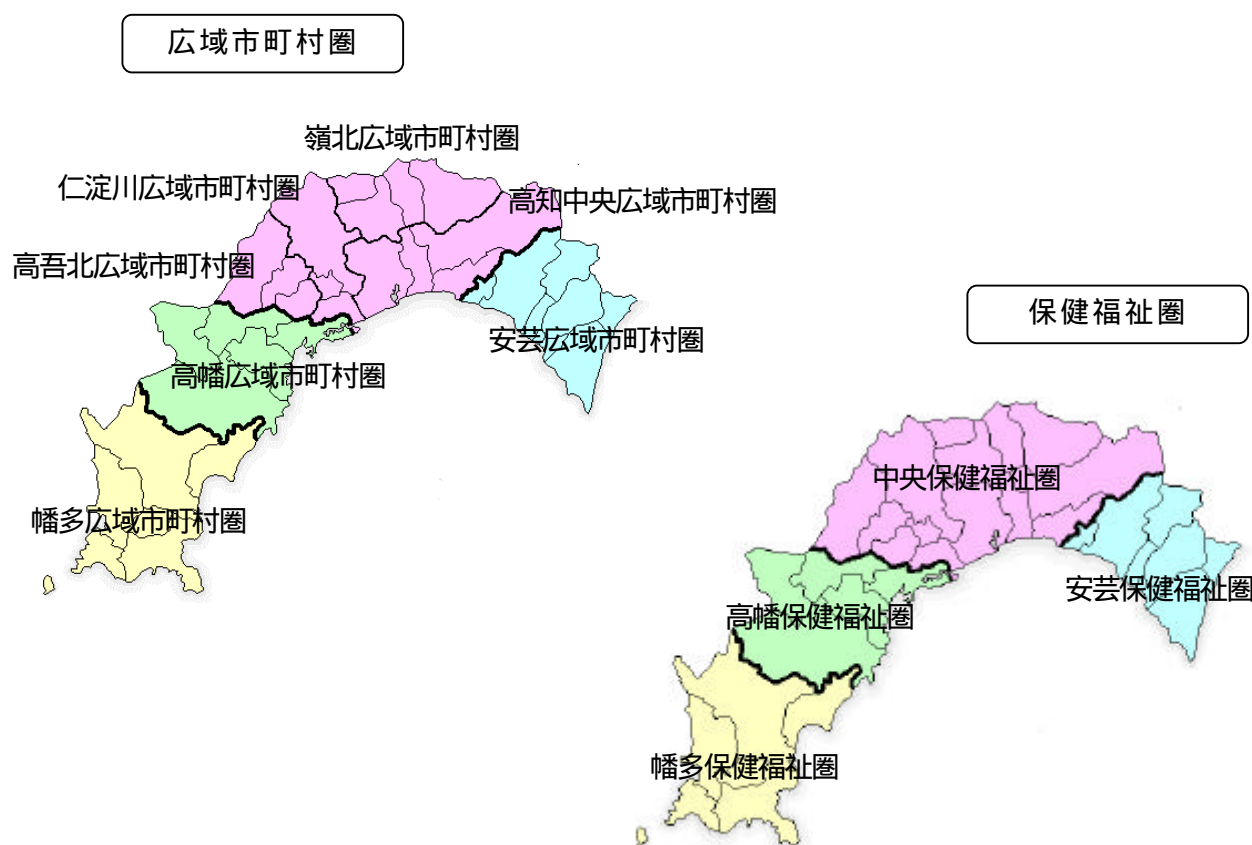
全国都道府県市区町村別面積調 (国土交通省国土地理院 17.10.1 現在)

(2) 他の行政圏との整合性など

二次保健医療圏は、広域行政圏域や他の計画で設定される圏域との整合性を図る必要があります。この中で、関わりが深いと考えられるものに広域市町村圏及び高齢者保健福祉計画で設定される保健福祉圏があります。

このうち、広域市町村圏については、中央保健医療圏と重なる地域が4つの圏域に分かれているため、圏域数は7となっています。また、保健福祉圏は保健医療圏と同じ4圏域となっています。

したがって、二次保健医療圏域は全体として見れば行政圏域として他の圏域との重なりは一致し、整合性が保たれています。また、中央保健医療圏は東西から南北、都市部から中山間部及び3つの大きな河川流域にかけての拡がりを持ち、それぞれの地域特性に配慮しつつ、広域的な保健医療提供体制の整備といった観点からは、一定のまとまりをもった地域ととらえて行政を推進していくといった考え方で対応する必要があります。



3 三次保健医療圏

経皮的カテーテル心筋焼灼術や臓器移植、高圧酸素療法、指肢切断等といった、高度または特殊な診断若しくは治療を必要とする医療について保健医療提供体制を確保すべき圏域として、県全体を三次保健医療圏の単位とします。

